

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

規制の名称：国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度（投資運用業の特例）の創設

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和3年3月4日

（1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

本規制は、新たに業（登録制）を創設するものである。

なお、既存の投資運用業においても登録が求められている。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、

①外国において、外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、登録制により、国内において当該投資運用業等を行うこと（以下、移行期間特例業務という。）を可能にする

②主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームに係る登録制度（当該制度に基づく業務を、以下、海外投資家等特例業務という。）を創設する

ものである。①、②ともに登録制であり、既存事業者と比べて新規参入者に対して、より大きいコストを負担させる若しくは、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるものではない。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、①移行期間特例業務及び②海外投資家等特例業務の類型を創設するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量等を制限する規定は存在しない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

本規制は、投資運用業に関する特例である。具体的には、参入規制等の一部を緩和する代わりに、特例として顧客に提供が可能な商品・役務の種別に関しては、既存の投資運用業と比較して制限を設けている。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

本規制は、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものである。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制には、該当しない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制には、該当しない。

結論

上記（１）～（４）を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。
※（１）問１において許認可を求めるものであり、（２）問２、問３に関して、事業者が供給する商品・役務の種類及び事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものの、当該制限に応じて参入規制等も緩和しており、需要者にとって商品・役務の提供者の選択の幅を広げることが主眼とするものであることに鑑みると、上記のとおり結論付けられる。

※ 上記（１）～（４）を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本案は「４ 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「６ 代替案との比較」の欄）。